

7 高教福第 668 号  
令和 7 年 7 月 18 日

各県立学校長 様

高知県教育長

## 児童生徒性暴力等の防止等に向けた取組の徹底について（通知）

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案が全国的に報道されています。

こうしたことを受け、文部科学省から「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」（以下「文部科学省通知」という。）が発出され、令和 7 年 7 月 2 日付け 7 高教福第 592 号【別添 1】によりお知らせしたところです。

さらに、今月 10 日には緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が開催され、文部科学省から通知内容等の説明が行われるとともに、教師による性暴力の根絶に向けた服務規律の徹底が求められました。

そのような中、本県においても今月 1 日、現職の小学校教諭が性的姿態撮影等処罰法違反の容疑で逮捕され、さらに 16 日に再逮捕されるという事態が発生しており、教職員一人一人が、児童生徒性暴力等の防止等を徹底するとともに、組織的、継続的に取り組んでいく必要があります。

既に、今月 15 日には、小・中学校長緊急会議及び県立学校長緊急会議を開催し、緊急点検の実施等をお願いしたところですが、今回、文部科学省通知を踏まえ、下記のとおり、各学校において取り組んでいただくべき対応を整理しましたので、通知します。

各学校長におかれましては、本通知を全教職員に周知していただくとともに、下記取組の実施、徹底をお願いします。

なお、8 月下旬を目処に、取組の実施状況についての調査を実施することを予定していますので、ご承知おきください。

## 記

### 1 校内研修の実施

- (1) 各学校の不祥事防止委員会を中心に実施している校内研修において、速やかに「児童生徒性暴力等の防止等」を内容とする研修を実施すること。
- (2) 研修においては、文部科学省通知、冊子「信頼される学校づくりのために」、「教職員不祥事根絶ポータルサイト」に掲載している文部科学省の研修用動画などを活用して実施し、以下の点についても併せて周知徹底すること。
  - ・児童生徒性暴力等については、原則懲戒免職となること。

（令和 5 年 9 月に懲戒処分指針を改正し、該当行為を行った場合は、原則として懲戒免職となることを明示。）

- ・児童生徒性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないものであること。

【参考】※教職員不祥事根絶ポータルサイト内に掲示

○冊子「信頼される学校づくりのために」

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file\\_contents/file\\_202411225135855\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file_contents/file_202411225135855_1.pdf)

○教職員の懲戒処分の指針（令和5年9月改正のポイント）

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file\\_contents/file\\_202410281165216\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file_contents/file_202410281165216_1.pdf)

○児童生徒への性暴力等防止に関する教職員向け研修用動画等（文部科学省作成）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01196.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html)

## 2 被害の未然防止の取組

- (1) 教職員と児童生徒等が第三者の目が届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくために、各学校において、執務環境の見直し等による密室状態の回避や、個々の対応ではなく、校長の管理のもと組織的な教育指導体制の構築に取り組むこと。
- (2) 盗撮防止のために、教室やトイレ、更衣室等の点検（※）や、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくこと。

（※）点検においては、定期的を実施することはもとより、不定期な抜き打ち点検を行うことも効果的であること。

- (3) これまでも通知してきたように、教職員と児童生徒との私的な SNS (Social Networking Service) や電子メール等を通じての直接的なやり取りは原則として行わないこととしており、再度、周知徹底すること。

【参考】平成26年8月26日付け高等学校課長・特別支援教育課長通知「教職員の服務規律の確保について」

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file\\_contents/file\\_20231296102556\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file_contents/file_20231296102556_1.pdf)

- (4) 学校行事であるか否かに関わらず、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することは、原則禁止することとし、教職員に周知徹底すること。

○機材等の確保などの関係で、やむを得ず私的端末で撮影する必要がある場合でも、各校の実情に応じて以下のようなルール等を定め、厳格に取り扱うこと。

- ・管理職等の許可を得て行うこと。
- ・撮影後は速やかに学校管理のパソコン等の機材にデータを移行するなどし、その後、管理職等、他の職員立ち会いの元で、当該私的端末からデータ等を削除すること。

- (5) 学校所有等の端末で撮影する場合であっても、児童生徒等の画像を管理職の許可無く学校外に持ち出すことを禁止することとし、教職員に周知徹底すること。

- (6) 県教育委員会において、別添のとおり児童生徒性暴力等の未然防止及び適切な対応に係る「チェックリスト」様式【別添2】を定めたので、これを参考に、各学校で「チェックリスト」を作成し、定期的にチェックを行うこと。

### 3 相談体制の整備

- (1) 児童生徒性暴力等の未然防止や早期発見・対応のために、児童生徒に対し、各学校は毎年2回以上「学校生活アンケート」を活用して、実態把握に取り組んでいるところであるが、引き続き、実施していくとともに、把握した事案については学校で留めおくことなく、県教育委員会に報告を行うこと。
- (2) 安心して相談できる環境整備のため、令和5年11月に通知しているように、児童生徒が不安や悩みを抱えた際に、まずは学級担任や養護教諭等に相談してもらえるように、日頃から信頼関係の構築に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等との相談につなげること。

併せて、児童生徒や保護者が相談できる学校外の相談窓口として、心の教育センターや24時間子どもSOSダイヤル、メール相談、こうち高校生LINE相談等が開設されていることについて周知を行うこと。

また、児童生徒や保護者に対して、別添チラシ【別添3】の配布等により相談窓口について改めて周知を行うこと。

【参考】「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」－文部科学大臣メッセージの公表について（通知）（令和5年11月10日付け5高教福第1038号教育長通知）

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file\\_contents/file\\_20231296134512\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file_contents/file_20231296134512_1.pdf)

- (3) 事案発生時の迅速かつ適切な対応のために、万が一、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、令和6年5月に策定した【マニュアル】「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」に沿って、警察署への通報を含め、関係機関と迅速に連携し、必要な対応をとること。

【参考】令和6年5月31日付け人権教育・児童生徒課長通知「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応マニュアルについて」

【マニュアル】教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

（高知家まなびばこ教職員ポータルサイト（人権教育・児童生徒課）内に掲載）

<https://drive.google.com/file/d/1mRPbgp1XWpvFuqBvooHxvdq6fCTp5cAp/view>

### 4 校内ルールの見直し等について

各学校においては、今回の事案を踏まえ、不祥事防止に向けた校内ルールを見直すとともに、引き続き、各学校のホームページ等で公表していくこと。

### 5 その他

令和7年7月10日に行われた緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議における文部科学省からの説明資料【別添4】を共有するので、これも参考に、取組の実施、徹底を図ること。

## 【別添資料】

- 別添 1 令和 7 年 7 月 2 日付け 7 高教福第 592 号教育長通知「児童生徒性暴力等の防止に関する教師の服務規律の確保の徹底について」
- 別添 2 児童生徒性暴力等の未然防止及び適切な対応に係る「チェックリスト」様式
- 別添 3 チラシ「ひとりで悩まなくていいんだよ」（小学校向け・ルビ付き）（中高向け）
- 別添 4 令和 7 年 7 月 10 日緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議資料（説明資料、関連資料、参考資料 1 ～ 3）

## 【参考】

- ◆「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」（令和 6 年 4 月 12 日高知県教育委員会）

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041000131/file\\_contents/file\\_20244114175552\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041000131/file_contents/file_20244114175552_1.pdf)

- ◆《教職員不祥事根絶ポータルサイト》

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/>

- 児童生徒性暴力等防止等に関するページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120700047/>

- ◆《高知家まなびばこ教職員ポータルサイト（人権教育・児童生徒課）》

- 児童生徒性暴力関係

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/seibouryoku?usp=sharing>

### 【問合せ先】

- 通知全般、教職員不祥事根絶ポータルサイトに関すること  
教職員・福利課 人事企画担当 088-821-4903

- 各取組内容、個別事案の相談に関すること  
高等学校課 人事担当 088-821-4852  
特別支援教育課 人事担当 088-821-4852

- 児童生徒等からの相談対応等に関すること  
人権教育・児童生徒課 児童生徒支援担当 088-821-4937

【文書分類：02-03-9999】

7 高教福第 668 号  
令和 7 年 7 月 18 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長

## 児童生徒性暴力等の防止等に向けた取組の徹底について（通知）

教師が児童生徒等を盗撮し、画像などを SNS 上の教師間のグループで共有し逮捕されたとの事案が全国的に報道されています。

こうしたことを受け、文部科学省から「児童生徒性暴力等の防止等に関する教師の服務規律の確保の徹底について（通知）」（以下「文部科学省通知」という。）が発出され、令和 7 年 7 月 2 日付け 7 高教福第 592 号【別添 1】によりお知らせしたところです。

さらに、今月 10 日には緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議が開催され、文部科学省から通知内容等の説明が行われるとともに、教師による性暴力の根絶に向けた服務規律の徹底が求められました。

そのような中、本県においても今月 1 日、現職の小学校教諭が性的姿態撮影等処罰法違反の容疑で逮捕され、さらに 16 日に再逮捕されるという事態が発生しており、教職員一人一人が、児童生徒性暴力等の防止等を徹底するとともに、組織的、継続的に取り組んでいく必要があります。

既に、今月 15 日には、小・中学校長緊急会議及び県立学校長緊急会議を開催し、緊急点検の実施等をお願いしたところですが、今回、文部科学省通知を踏まえ、下記のとおり、各学校において取り組んでいただくべき対応を整理しましたので、通知します。

各市町村（学校組合）教育委員会におかれましては、服務監督権者として、下記を参考に、管内の各学校において取り組むべき対応を検討、通知するとともに、全教職員に周知するなど、その取組の実施、徹底をお願いします。

なお、8 月下旬を目処に、各市町村（学校組合）教育委員会における取組状況についての調査を実施することを予定していますので、ご承知おきください。

## 記

### 1 校内研修の実施

- （1）各学校の不祥事防止委員会を中心に実施している校内研修において、速やかに「児童生徒性暴力等の防止等」を内容とする研修を実施すること。
- （2）研修においては、文部科学省通知、冊子「信頼される学校づくりのために」、「教職員不祥事根絶ポータルサイト」に掲載している文部科学省の研修用動画などを活用して実施し、以下の点についても併せて周知徹底すること。
  - ・児童生徒性暴力等については、原則懲戒免職となること。

（令和 5 年 9 月に懲戒処分指針を改正し、該当行為を行った場合は、原則として懲戒免職となることを明示。）

- ・児童生徒性暴力等は、児童生徒等の同意や暴行・脅迫等の有無は問わないものであること。

【参考】※教職員不祥事根絶ポータルサイト内に掲示

○冊子「信頼される学校づくりのために」

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file\\_contents/file\\_202411225135855\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file_contents/file_202411225135855_1.pdf)

○教職員の懲戒処分の指針（令和5年9月改正のポイント）

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file\\_contents/file\\_202410281165216\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/file_contents/file_202410281165216_1.pdf)

○児童生徒への性暴力等防止に関する教職員向け研修用動画等（文部科学省作成）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/mext\\_01196.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/mext_01196.html)

## 2 被害の未然防止の取組

- (1) 教職員と児童生徒等が第三者の目が届きにくい環境となる場面をできる限り減らしていくために、各学校において、執務環境の見直し等による密室状態の回避や、個々の対応ではなく、校長の管理のもと組織的な教育指導体制の構築に取り組むこと。
- (2) 盗撮防止のために、教室やトイレ、更衣室等の点検（※）や、教室等を常に整理整頓し、カメラ等を設置できないような環境にしていくこと。

（※）点検においては、定期的を実施することはもとより、不定期な抜き打ち点検を行うことも効果的であること。

- (3) これまでも通知してきたように、教職員と児童生徒との私的な SNS (Social Networking Service) や電子メール等を通じての直接的なやり取りは原則として行わないこととしており、再度、周知徹底すること。

【参考】平成26年8月11日付け小中学校課長通知「教職員の服務規律の確保について」

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file\\_contents/file\\_20231296102213\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file_contents/file_20231296102213_1.pdf)

- (4) 学校行事であるか否かに関わらず、教職員個人のスマートフォン等の私的な端末で児童生徒等を撮影することは、原則禁止することとし、教職員に周知徹底すること。

○機材等の確保などの関係で、やむを得ず私的端末で撮影する必要がある場合でも、各校の実情に応じて以下のようなルール等を定め、厳格に取り扱うこと。

- ・管理職等の許可を得て行うこと。
- ・撮影後は速やかに学校管理のパソコン等の機材にデータを移行するなどし、その後、管理職等、他の職員立ち会いの元で、当該私的端末からデータ等を削除すること。

- (5) 学校所有等の端末で撮影する場合であっても、児童生徒等の画像を管理職の許可無く学校外に持ち出すことを禁止することとし、教職員に周知徹底すること。
- (6) 県教育委員会において、別添のとおり児童生徒性暴力等の未然防止及び適切な対応に係る「チェックリスト」様式【別添2】を定めたので、これを参考に、各学校で「チェックリスト」を作成し、定期的にチェックを行うこと。

### 3 相談体制の整備

- (1) 児童生徒性暴力等の未然防止や早期発見・対応のために、児童生徒に対し、各学校は毎年2回以上「学校生活アンケート」を活用して、実態把握に取り組んでいるところであるが、引き続き、実施していくとともに、把握した事案については市町村（学校組合）教育委員会、学校で留めおくことなく、県教育委員会に報告を行うこと。
- (2) 安心して相談できる環境整備のため、令和5年11月に通知しているように、児童生徒が不安や悩みを抱えた際に、まずは学級担任や養護教諭等に相談してもらえるように、日頃から信頼関係の構築に努めるとともに、必要に応じてスクールカウンセラー等との相談につなげること。

併せて、児童生徒や保護者が相談できる学校外の相談窓口として、心の教育センターや24時間子どもSOSダイヤル、メール相談、こうち高校生LINE相談等が開設されていることについて周知を行うこと。

また、児童生徒や保護者に対して、別添チラシ【別添3】の配布等により相談窓口について改めて周知を行うこと。

【参考】「子供たちを児童生徒性暴力等から守り抜くために～全国の学校関係者の皆様へ～」－文部科学大臣メッセージの公表について（通知）（令和5年11月10日付け5高教福第1038号教育長通知）

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file\\_contents/file\\_20231296134512\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120300032/file_contents/file_20231296134512_1.pdf)

- (3) 事案発生時の迅速かつ適切な対応のために、万が一、教育職員等による児童生徒性暴力等が行われる事態が生じた場合には、令和6年5月に策定した【マニュアル】「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応」に沿って、警察署への通報を含め、関係機関と迅速に連携し、必要な対応をとること。

【参考】令和6年5月31日付け人権教育・児童生徒課長通知「教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応マニュアルについて」

【マニュアル】教職員等による児童生徒性暴力等が発生した場合の対応

（高知家まなびばこ教職員ポータルサイト（人権教育・児童生徒課）内に掲載）

<https://drive.google.com/file/d/1mRPbgplXWpvFuqBvooHxvdq6fCTp5cAp/view>

### 4 校内ルールの見直し等について

県立学校においては、今回の事案を踏まえ、不祥事防止に向けた校内ルールを見直すとともに、引き続き、各学校のホームページ等で公表していくこととしており、市町村（学校組合）教育委員会においても、同様の取組について検討していただきたいこと。

### 5 その他

令和7年7月10日に行われた緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議における文部科学省からの説明資料【別添4】を共有するので、これも参考に、取組の実施、徹底を図ること。

## 【別添資料】

- 別添 1 令和 7 年 7 月 2 日付け 7 高教福第 592 号教育長通知「児童生徒性暴力等の防止に関する教師の服務規律の確保の徹底について」
- 別添 2 児童生徒性暴力等の未然防止及び適切な対応に係る「チェックリスト」様式
- 別添 3 チラシ「ひとりで悩まなくていいんだよ」（小学校向け・ルビ付き）（中高向け）
- 別添 4 令和 7 年 7 月 10 日緊急都道府県・指定都市教育委員会教育長会議資料（説明資料、関連資料、参考資料 1～3）

## 【参考】

- ◆「教職員間のハラスメントや児童生徒に対する性犯罪・性暴力を中心とした教職員の不祥事の防止策及び発生した際の対応の強化策について」（令和 6 年 4 月 12 日高知県教育委員会）

[https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041000131/file\\_contents/file\\_20244114175552\\_1.pdf](https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024041000131/file_contents/file_20244114175552_1.pdf)

- ◆「教職員不祥事根絶ポータルサイト」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023111400116/>

- 児童生徒性暴力等防止等に関するページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2023120700047/>

- ◆「高知家まなびばこ教職員ポータルサイト（人権教育・児童生徒課）」

- 児童生徒性暴力関係

<https://sites.google.com/g.kochinet.ed.jp/seibouryoku?usp=sharing>

### 【問合せ先】

- 通知全般、教職員不祥事根絶ポータルサイトに関すること  
教職員・福利課 人事企画担当 088-821-4903

- 各取組内容、個別事案の相談に関すること  
小中学校課 人事担当 088-821-4639

- 児童生徒等からの相談対応等に関すること  
人権教育・児童生徒課 児童生徒支援担当 088-821-4937